

明末の海西女直と貢勅制

増井寛也

はじめに

『滿文太祖老档』の末尾（巻七九、八一）に、明から下付された「勅書」（滿文 *efhe*）三六二道を著録した万曆三八年の檔案があり、「族籍（ムクン・タタン *mukun tatan*）表」と通称される。もとより勅書とは、明王朝が女直人に授与した衛所官の辞令であると同時に、朝貢・馬市への参入を保証する身分証でもあって、「貢勅」と別称するのはこのためである。多言するまでもなく女直諸集団にとって、黒貂皮・人参等を主とする奢侈的な天産物を、貢市を通じて中国の消費市場に投入することが、自らの物質的欲求を満たし、致富を実現する最大の手段であっただけに、勅書の価値はまさに死活的な重要性を帯びた。

「族籍表」所載の勅書三六二道は、海西八ダ国に公認された勅書のうち、最終的にメンゲブル¹・ベイレが相続した三六三道に相当し、ヌルハチが八ダ国を万曆二九年に滅ぼした後、メンゲブルの子ウルグダイの手を経てヌルハチの所有に帰したものである。ヌルハチ政権² 建州マンジュ国において、三六二道の勅書は所謂 ムクン・タタン制に準じて組織されていた^①。すなわち、ムクンはまず第一ムクンから第三ムクンに三分され、各ムクンには一二ないし一三個のタタンが所属する。そして、各タタンにはほぼ一〇道ずつの勅書が配分されるのである。ムクン・タタンに

はヌルハチ・ハンと三バイレ（長子チュエン・次子ダイシャン・母弟シユルガチ）以下、マンジユ国の主要アンバン（大臣）が配置され、上は四〇道内外を所有するハンないしバイレから、下は数アンバンによる一道共有に至るまで、多寡不定の勅書が配分される。この意味で、「族籍表」は万曆三八（1610）年時点のヌルハチ政権内部における朝貢・互市利権の配当表であつたといつてよい。

勅書三六三道はヌルハチの手に移る以前、ハダ国において、ムクン・タタン制に通ずる一定の利権配当組織に編成されていたと推定されるが、現在、それを復元すべき史料は遺憾にもほとんど残されていない。海西フルン諸国、わけてもハダ・イエハ両国は、女直諸勢力のなかでも貢勅制を梃子に逸早く勃興し、また明やモンゴルの影響をより濃厚に受けた先進勢力として、建州マンジユ国同様、女直史上、重要な位置を占めるにもかかわらず、その政権構造の解明は史料的制約から、ほとんど手つかずのまま放置されてきたのが現状である。本稿ではこうした状況をいささかでも打開すべく、ただしも史料の存在する勅書の運用について粗略ながら考察を試み、主としてその側面から展望されるハダ・イエハ両国の構造的な性格を提示してみようと思う。

一、ハダ・イエハ両国の盛衰と勅書の争奪

はじめに勅書の運用状況を理解する基礎として、海西ハダ・イエハ両国の盛衰に伴う勅書所有数の推移を、『東夷考略』『万曆武功録』『開原図説』『三朝遼事実録』等を主要な典拠とする先行研究を参照しながら、当面の考察に必要な限りで略述しておく。

明は永楽年間以来、女直の朝貢を歓迎したため来貢者が増加の一途をたどり、財政負担を坐視し得なくなった。このため、正統・天順年間に至つて明は、建州三衛と毛憐衛は毎衛百人以内、海西諸衛は毎衛五人以内に制限する方向

を打ち出し、努めてこれを堅持しようとしたが、女直側があらゆる方途から制限の空洞化を画策した結果、再び入貢者数は増加傾向をたどった。就中、明政府が手を焼いたのは、貢勅制の根幹に関わる不正勅書の横行と勅書の不正使用とであった。不正勅書とは勅書を「洗改」（書き替え）して上級の職名を詐称するものであり、勅書の不正使用とは他人名義の上級勅書を借用・買得し、名義人になりすまして「冒名人貢」するものであって、いずれもより多額の回賜・撫賞を獲得することを目的としていた。はやくも正徳末嘉靖初年の段階で、厚賞目当てに「祖父の故名を冒して来貢」したり、「各夷原降の勅書」を別人が利用する結果、「（名義人の）年貌と同じからず」という事態が多発し、明当局はその是正に躍起となっていた。

かくて旧規定による朝貢制限を断念した明政府は、嘉靖一六年から二〇年前後のある時期に至って、年間入貢者数の上限を建州（建州三衛と毛憐衛）五百人、海西一千人と定め、満額をもって朝貢を打ち切る新たな規定を設けた。この新規規定は入貢者総数の抑制にのみ着眼し、衛所の区別は無論、勅書の形式さえ合法なら保有者のいかんも厳格には問わなかった。実力者による勅書の争奪兼併と「冒名人貢」の公然化を促し、海西女直におけるハダとイエへの台頭をもたらす機縁となった。『開原函説』が「南関ハダ」・「北関イエ」及び建夷（建州）の今に駿貢する所の勅は、俱に攘奪に従りて来り、原給の主名に係らざること相沿ひて久し」と明言することく、「原給の主」（本来の名義人）の手を離れた勅書が横行し、ハダ・イエへが掠奪集積したのも、概ねこうした非合法的な勅書であった。

さて、ハダ国はワンジュウワイラン（明側の呼称では王中ないし王忠）を開国の祖とする。旧規定のもとで強勢を振るつたのがワンジュの父スヘデ（塔山前衛左都督の速黒武）であって、現在の吉林ないし烏拉街附近に本拠を置いて朝貢路を扼し、恐らくは他衛に通過料の納付や通過の代償として服従・貢納を要求する一方、借用・買得等の手段で兼併した勅書を冒名朝貢に投入して一大勢力を築いたが、嘉靖一二（1533）年頃、内紛で横死を遂げた。その後、難を避けて南走したワンジュが開原辺外のイチエハダを占拠したのがハダ国の起源であり、靖安堡・広順関の

東南近地に位置し、ここから開原馬市に入市したため、明からは「南関」と通称された。明に恭順なワンジュは、無類の統制力に対する開原当局の厚い信頼を後る盾に、他衛を従属させつつ、抵抗するものからは勅書を奪い、新規定のもとで海西に配当された勅書一千道の独占を果たし、一代でハダ国の基盤を固めた。ワンジュの強盛を『開原図説』は「往に夷長王忠、初めて広順関外に建寨し、東夷諸種にしてその約束を受けざる者無し」とか、「蓋し海西等衛の勅九百九十九道、旧と皆王忠の有する所なり」と評するが、嘉靖三〇年から三七年のある時期（嘉靖三二「1553」年頃か）に、やはり内紛がもとで横死する。その後を従子のワン（王台）が継ぎ、その威望は一時海西フルングルンの四国（ハダ・イエヘ・ウラ・ホイファ）ばかりか、建州マンジュグルンの北部をも風靡し、自らハンを称したが、晩年、劣勢を挽回したイエヘ国の興隆に苦惱し、万曆一〇（1582）年七月、憂憤のうちに生涯を閉じる。以後、ハダ国はワンハンの諸子間の抗争と、これを奇貨とするイエヘ国の干渉と攻撃によつて急速に衰退し、明の擁護策にすがつて余喘を保つに過ぎなくなる。

イエヘ国は開原・鎮北堡の鎮北関北方に位置し、ここから開原馬市に入市したため「北関」とも呼称された。開国の祖たるチュクンゲ（塔魯木衛都督僉事の竹孔革／祝孔革）が、ワンジュに遅れて開原辺外に來住したのは確かであるが、具体的な年代は不明である。イエヘは叛服つねない態度を持ち、チュクンゲの父チルガニ（的兒哈你）以来、しばしばモンゴル勢力とも結託して遼東辺境を寇掠したため、明は従順なハダに肩入れしてイエヘを抑圧するのを常套策とした。ワンジュがチュクンゲを捕殺し（嘉靖二四・五年ないし二九年前後）、その勅書を奪つて一千道すべてを制覇したのも、こうした明・ハダ両者の相互依存がもたらした帰結であった。チュクンゲの子タイチュ（台出）はワンジュの女婿となり、しばらく雌伏を余儀なくされるが、ワンジュが非業の死を遂げるや、混乱に乗じて勅書三〇〇道の奪回に成功する。タイチュの二子チンギャヌ（逞加奴）とヤンギヌ（仰加奴）に至つて、イエヘの台頭は二層目覚ましく、ワンハンの没後、ハダとの優劣は完全に逆転し去つた。ワンハンを継いだ嫡長子フルガン（虎兒罕）が

わずか八か月で没すると、フルガンの子ダイシャン(歹商)が立つたけれども、若年で統制力に欠けたため、叔父のうち早逝した三馬兔・南台・往失を除くメンゲブル(ワンハン末子猛骨字羅 逞加奴・仰加奴の妹温姐を母とする)、カングル(ワンハン庶子康古六「逞加奴の女婿、後に温姐を娶る」)との間に三つ巴の抗争を演じた。これに乗じたチンギヤヌ・ヤンギヌ兄弟は、モンゴル勢力とも結んでダイシャン・メンゲブルを攻め、猛乞・台失ら百余家と勅書八〇道を奪取した(万曆一一年七月〜二月)。

しかし、女直統制の要としてハダ擁護に固執する明政府は、万曆一(1583)年一二月、イエへの要求に応じて勅書を授与するとみせかけ、開原城にチンギヤヌ・ヤンギヌ以下多数を誘殺し、返す刀でイエへの根城に大軍を差し向けて降伏させ、メンゲブルへの従属を誓約させた。この大打撃にもかかわらず、チンギヤヌの子ブジャイ(卜寨)、ヤンギヌの子ナリンブル(納林孛羅)は数年ならずして体制を立て直し、カングルと内通しつつメンゲブル・ダイシャンを攻め立てた。万曆一六(1588)年、明は再び出兵してイエへの本拠を衝き、苦戦の末、かろうじてブジャイ・ナリンブルの降伏をとりつけると、ハダ・イエへ両者の抗争に終止符を打つべく懸案の勅書問題に介入し、均分による和解調停に同意させた。その配分の内訳は、ハダ五〇〇道(メンゲブル一八二道・ダイシャン一三七道・カングル一八一道)、イエへが一道少ない四九九道(旧有の三百道と上記の八〇道に、新獲の一一九道を加えた合計)というものであったが、みかけは均分でも結果はイエへに対する大幅な譲歩に他ならなかった。その後、ほどなくカングルは病没し、温姐も後を追って病死したため、その勅書一八一道はメンゲブルが併せた。

一方、ダイシャンは万曆一九(1591)年一月、ブジャイの娘を娶りにイエへに向いた際、ナリンブルに嫁いだ実姉に面会しようとして謀殺され、勅書一三七道も奪われた。ナリンブルはさらに「南関の遺勅を謀らんと欲し、(万曆)二十六年の間、屢々兵を以て猛骨字羅を侵し」(『三朝遼事実録』総略・建夷)て勅書六〇道を掠奪したため、メンゲブルは耐えかねてヌルハチに保護を求めた。漁夫の利を占めたヌルハチは、別事に託つけてメンゲブルを殺害

(万曆二八年)し、衰余のハダを一旦併合したが、明の横槍が入ってウルグダイ(メンゲブルの子)を国主とするハダの復興に同意させられ、イエヘも例の六〇道の返還に応じた(万曆二九年七月)。しかし、明のヌルハチ敵視策に乗じてイエヘがハダの部衆を露骨に掠め始めると、ヌルハチも黙視し得ず、再びハダを接收し、ウルグダイの身柄とともに勅書三六三道(建州勅書と併せて八六三道)を掌握するに至った。

海西女直における勅書集散の過程は概ね以上の通りである。これを南関ハダに即していえば、ワンジュが達成した勅書一千道の集積は、ワンハンの三〇〇道喪失からその一角が崩れ、残る七〇〇道もワンハン諸子の内訌に乗じたイエヘとヌルハチによって最終的に分割された。こうした経緯のためか、『開原図説』のワンハンに対する評価は「忠死してより台これ継ぎ、諸部を約束する能はず」と、ワンジュに遠く及ばないが、そうとも断言できないようである。ワンジュの消息が『明実録』から途絶える嘉靖三〇年、奇しくもこの年に、ワンジュによる勅書掠奪と陞襲職要請がわずか数月を隔てて記録されている。すなわち、益実左衛都督僉事夕答力を朝貢の帰路で待ち受け、配下の「塔山衛部落」に勅書を奪い取らせたものの、すぐさま夕答力が被害を訴え出たため、明廷がワンジュに返還を命じたのが三月、遅れて七月には「塔山丹等衛夷人王中等二十八人入奏し、都督・都指揮等の職に陞襲せんことを請ふ」^⑪いる。ワンハンの登場が嘉靖三二年頃とすれば、同三〇年はワンジュ最晩年にあたるが、なお勅書掠奪をめぐるいざこざが絶えない一方、公式な陞襲職を経た勅書の合法化が企図されつつあったのである。

これと考え合わせて興味深いのは、嘉靖三〇年代前半、つまりワンジュとワンハンの交代期に、冒名入貢と勅書洗改が記録に登場しなくなることである。まず、勅書洗改に関しては嘉靖三二年九月、哈里山衛指揮使汪止・灰南、阿刺河衛指揮僉事台出、帖列衛指揮僉事兀納哈らが勅書の官位を都指揮に「洗改」(書き替え)して発覚した事件^⑫、また冒名入貢に関しては嘉靖三五年三月、阿刺河衛都指揮僉事三赤哈が「勅書を詐冒して入貢」^⑬して発覚した事件が、それぞれ最後の記録であり、これをもって海西女直の冒名入貢と勅書洗改は跡を絶つ。別言すれば、この現象は八

ダ・イエヘ二大勢力による千道分有体制が明に公認され、もはや掠奪の告発と勅書の返還をめぐる紛糾を顧慮する必要がなくなっていたと同時に、獲得した勅書の合法化が進められた結果と解されるべきであろう。

確かに「原給の主名に係らざること相沿ひて久し」(『開原図説』)い掠奪勅書が横行したからといって、これを明側が既成事実として放任したことはなく、冒名入貢が発覚すれば勅書の返還や没収、さらには停貢も免れず、まして勅書の「洗改」は露見しやすい。そこでハダ・イエヘがとった手段が、衛所制秩序に整合させるべく「原給の主」の子孫を装って「襲替」(襲職・代職)にもちこみ、「換勅」(旧勅と新勅の換給)の手続きを踏み、勅書の形式を合法化することであった。万暦年間に入貢したハダ・イエヘ属下の海西諸衝後述する)について、「給勅書襲職」、「襲替換勅」¹⁶、「襲職換給勅書」、「襲替改銜換勅」、「補給勅書」などの字句が『明実録』に散見するのがその明証であるが、「族籍表」に徴する限りでは、形式さえ整っていれば支障ないと判断としたのが、内容に矛盾を露呈する勅書もめずらしくない。²⁰

以上を要するに、ワンジュの時代は勅書の掠奪と集積に忙しく、いまだ勅書の合法化までは十分手が回らず、その運用が体制として安定したのはむしろ、伯父ワンジュの強腕に及ぶべくもなかったと評されるワン・ハンの時代であったと考えられる。では、勅書はどのように運用されたのか、このことがつきに問われなければならない。

二、「開原馬市档案」から見た貢市の情況

前章では勅書の集積過程に初步的な分析を加え、ワンジュ期とワン・ハン期の相違を概括してみた。既述のように、嘉靖二〇年頃までに施行された朝貢制限体制のもとで、勅書一千道の配分比率はハダ・イエヘへの盛衰に即応しつつ、いくたびかの変動を重ねた。その過程は当然、朝貢者数の多寡に反映されるはずであるが、従来、『明実録』に登場

する進貢海西諸衛のいずれをもつてハダ・イエへの所属となすべきか、的確な判別手段に欠けるため、その検討をなせば以上断念するほかなかった。ところが、『明遼東档案』^④が刊行されるに至り、そのなかに含まれる開原馬市関連の档案によつて、数年度分のみであるが、馬市に出入した人物を具体的に確認できるようになった。それらの多くは入市經由地（広順関・鎮北関）の明記があつて所屬の判別が可能であり、さらにその一部は『明実録』や『万曆武功録』所載の人物とも特定可能である。

さて、本稿で考察の対象とする檔案は下記の六件である。(一)内は『明遼東档案』編者の推定年次)

- 186 「指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊」(嘉靖二九年八月)
- 193 「馬市抽分税銀清冊」(万曆二一年九月)
- 194 「馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊」(万曆二二年三月)
- 195 「安樂州呈報撫賞夷人用銀物清冊」(万曆二二年八月)
- 197 「撫賞夷人用銀物清冊」(万曆年間)
- 198 「撫賞夷人用銀物清冊」(無年月)

これらとともに一九四九年、瀋陽故宮博物院で発見された『信牌档』と称される遼東都指揮使司関連の官文書に属し、内容は標題にもみるごとく開原馬市での売買税銀(抽分)の徴収額と、交易その他の名目で入市した海西女直人や、内ハルハ諸部・ホルチン部のモンゴル人に対する撫賞経費(抽分銀をもつて充当)に關与している。『信牌档』の名称は後金軍が遼東を征服した後、押収した檔案を信牌の裏打ち紙に使用したことに由来するが、楕円形に切り取つて整形されているため、紙片の周辺部に残欠がはなはだしく、文書の発信受信関係や作成年月の詳細など、全体像の把握も容易ではない。ともあれ、これらを作成年度順に配列する場合、この位置がまず問題となる。管見の範囲内であれば、無年月のはと内容的に対応し、嘉靖二九年八月頃の作成と看做してよからう。また、と、

と、とがそれぞれ部分的に一致し、かつまたがワン＝ハン長子フルガンを「已故都督虎兒哈」(表A 99)、次子三馬兔を「都督三馬兔」(同 104・106)と記載するのに対し、は後者を「已故都督三馬兔」(同 80・127)と記載するから、が時間的に最も長い範囲をおおい、その期間のなかにの順序で位置づけ得るという推定が成り立つであろう。

ところで、開原馬市に入市する関門は、広順関・鎮北関・新安関の三個所があった。このうち新安関は、内ハルハ五部のオンギラト部(暖兔・伯言兒)とバヨト部(老思・ト兒亥)、ホルチン部(慌忽太)が利用した関門であるから、その事例を除外すると、広順関・鎮北関を利用した海西関連の記事は、下表Aのように合計一二七条に達する。しかし、が万曆一一年七・八・九月分であることが明白な以外は、残欠部分に阻まれて以下のような複雑な見当をつけ得るに過ぎない。(恐らくはも)は嘉靖二八年一〇月以降、二九年八月以前、は万曆一一年七月以降、一二年三月以前、は万曆一二年正月以降、八月以前を収録範囲とし、は万曆一一年九月分を確実に含む「補注」要するに、これら一連の檔案は年代的に二分され、がハダ国ワンジュの晩年期、^②がワン＝ハン没後に生じたハダの内紛とイエへ台頭の時期にそれぞれ該当し、この意味からも勅書の運用を分析する上で貴重な端緒を提示するものであることが知られよう。

下表は上記檔案所掲の入市者名を原文の記載順序に従って列記し、経由した関門、入市目的等を併記したものである。なお、入市者とその統率した人数、入市時点(圧倒的多数は日付のみ)の三点から判断して同一事実と解すべきもの、あるいは同様の根拠から入市と撫賞とが明らかに対をなすものは、備考欄にその番号を示しておいた。

[表 A 開原馬市に入市した人物の一覧表]

档案 (嘉靖二八年一〇月以降、二九年八月以前)

	入市月日	入市者の人名	經由関門	入市目的	備考
1		買売夷人猪羊等三十一名	広順関	易換牛隻等物	7
2	初八日	買売夷人磨磨等四十四名	広順関	易換牛隻等物	
3	十六日	買売夷人八哈木等七十二名	鎮北関	易換牛隻等物	32
4		買売夷人都督猛阿等九十九名	鎮北関	易換馬匹等物	29
5	二十七日	買売夷人都督苦牛等七百九名	鎮北関	易換牛隻等物	28
6	八日	買売夷人都督歹答兒等八十名	鎮北関	易換牛隻等物	
7	初一日	夷人猪羊等三十一名	広順関	撫賞	1
8	初六日	報事夷人都督歹答兒等二名		撫賞	
9		買売夷人歹答兒等三十一名	鎮北関	(易換)	30
10	初二日	買売夷人都督仰哈等百七十六名	鎮北関	易換牛隻等物	
11	初七日	買売夷人都督韋中等三百八十(四?)名	鎮北関	易換牛隻等物	18
12	十三日	買売夷人祝孔革等三百八十七名	広順関	易換牛隻等物	54
13		(把) 児洪等二百一十六名	鎮北関	(易換牛)隻等物	56
14	十九日	買売夷人汪往等四百八十名	広順・鎮北二関	易換牛隻等物	58
15		買売夷人都督歹答兒等四百二十五名	鎮北関	易換牛隻等物	61
16	初二日	買売夷人都督仰哈・勒黑勒等百七十六名	鎮北関	撫賞	10
17	初二日	採樟夷人康速等		撫賞	
18	初七日	朝京并買売夷人都督韋中等三百八十四名	鎮北関	撫賞	11
19	二十六日	買売夷人三官兒等六百二十名	広順関	易換牛隻等物	49
20		買売夷人猪羊・孛兒尺(孛兒只?)等六十七名	広順関	易換牛隻等物	50
21	日	買売夷人都督猛阿・歹因卜魯等五百八十八名	鎮北関	易換牛隻等物	
22	二十八日	買売夷人三(二?)漢等一百一十二名	広順関	易換牛隻等物	46
23		夷人都督歹答兒等五名		撫賞	
24	十四日	伝事夷人都督歹哈等	広順関	撫賞	
25	十四日	夷人歹答兒等十名		撫賞	
26	日	夷人都督王中等	広順関	撫賞	
27		夷人都督猛阿、并探嘗夷人羊哈答等三十余名		撫賞	
28	二十七日	買売夷人都督苦牛等七百九名	鎮北関	撫賞	5
29	日	買売夷人都督猛阿等九十九名	鎮北関	撫賞	4
30	二十六日	買売夷人歹答兒等三十一名	鎮北関	撫賞	9
31	二十九日	夷人王中、并把秃等		撫賞	
32	(十六日)	買売夷人八哈木等七十二名	鎮北関	撫賞	3
33		夷人都督王中等六十三名	広順関	撫賞	

档案 (同上)

34		枉(在?)市住札朝京夷人歹同		撫賞	
35	十五日	朝京夷人哈答等二十一		撫賞	
36		夷人孛兒只等		撫賞	
37		夷人双兒		撫賞	
38		夷人卜桑阿・高小廝		撫賞	
39	初三日	夷人小把秃等		撫賞	
40	初六日	在市住扎夷人都督仰哈等		撫賞	
41		(朝)京夷人汪往・歹同等一百二十九名		撫賞	
42		臨辺住牧夷人都督仰哈・勒黑勒等一百余名		撫賞	
43		採木夷人因答洪等一十九名		撫賞	
44		夷人都督王中差部孛落兒只(部孛落兒只?)把台部	広順関	撫賞	
45	三十日	西南二市朝京并報事等項夷人都督猛阿・歹哈・卜桑阿・把速把秃等三百名		撫賞	
46	二十八日	買売夷人二汗等一百一十二名	広順関	撫賞	22
47	二十八日	在市住札朝京夷人都督猛阿等		撫賞	
48	二十八日	在市住扎朝京夷人都督歹因孛羅・歹答力等三十余名		撫賞	
49	二十六日	買売夷人三官兒等六百二十名	広順関	撫賞	19
50		買売夷人堵(猪?)羊・孛兒只六十七名	(広)順関	撫賞	20
51	十七日	夷人都督歹哈等三名		撫賞	
52	十九日	伝事夷人義哈・双兒等二起、共六名		撫賞	
53		朝京并買売夷人都督猛阿・歹因卜魯	(鎮北)関	(撫賞)	
54		買売夷人祝孔革等三百八十七名		撫賞	12
55		夷人孛兒只等二名		撫賞	
56	十五日	買売夷人把兒洪等三(二?)百一十六名	鎮北関	撫賞	13
57		(?)都兒等二名		撫賞	
58		江上并山寨買売夷人汪往等四百八十名	広順関	撫賞	14
59	二十一日	朝(京)并伝事夷人失里哈双等四十六名		撫賞	
60	二十一日	夷人都督王中、并西市羊哈答等五十名		撫賞	
61	二十五日	朝京并買売夷人都督歹答兒・仰哈等四百二十五名	鎮北関	撫賞	15
62		孛兒只・五古納等一十八名		(撫賞)	
63	十日	夷人都督歹答兒・高小廝、并報事双兒等二十一		撫賞	
64	十日	夷人卜桑哈		撫賞	

档案 (万曆一一年七·八·九月分)

65	七月十三日	買売夷人南台等五百名	広順関	(易換貂皮 箆物)	72
66	八月八日	買売夷人仰加奴等九百五十名	鎮北関	易換馬匹等物	73

档案 (万曆一一年七月以降、一二年三月以前)

67	初九日	夷人都督猛骨李羅等六百五十名	広順関	易換 張等物	113
68	十三日	夷人易八里・火内赤等五百九十名	鎮北関	(易換)	83
69	二十二日	夷人都督猛骨李羅・歹商等一千一百名	広順関	(易換貂皮等物)	84?
70	初十日	夷人卜寨差示(易?)八里等四百八十名	鎮北関	易換 皮等物	82
71	七月初二日	朝京夷人都督遲加奴等四起、共一百四十九名	鎮北関	撫賞	
72	七月十三日	買売夷人南台等五百名	広順関	撫賞	65
73	八月初八日	買売夷人都督仰加奴等九百五十名	鎮北関	撫賞	66
74	十八日	買売夷人都督仰加奴等四百八十名	鎮北関	易換馬匹等物	102?
75	二十六日	京回夷人都督歪卜・兀堵尚等七起、共四百四十四(名)	広順関	賞下程	
76	二十七日	伝事夷人咬哥・英各木等一十三名	鎮北関	撫賞	
77	本日	京回夷人莊台等三起、共一百二十名	広順関	賞下程	
78	二十日	京回夷人你龍哈等五十五名	広順関	賞下程	
79	本日	(進)送漢人夷人歹商差二漢等二名	広順関	撫賞	112?
80	十五日	已故都督三馬兔下妻猛苦姐差歹因李羅一名	広順関	撫賞	
81	十八日	進送漢人夷人歹商差二漢等三名	広順関	撫賞	
82	初十日	買売夷人卜寨差易八里等四百八十名	鎮北関	撫賞	70
83	十三日	買売夷人易八里・火内赤等五百九十名	鎮北関	撫賞	68
84		買売夷人都督猛骨 (李羅?)	(広順関?)	(撫賞?)	69?
85	初九日	買売夷人落羅等七十一名	鎮北関	撫賞	
86	初六日	伝事并京回夷人卜寨・那林李羅差易八里・往吉奴等五十二名	鎮北関	撫賞	
87		夷人歹因李羅等二百名	広順関	(易換)皮等物	122
88	十二日	夷人易八里等三百四十名	鎮北関	易換 等物	124
89		夷人伯羊等七百名	広順関	(易換)	123
90	三月初八日	夷人兀都傷・火内赤等五百二十名	鎮北関	(易換)	115
91	二十一日	夷人卜寨・那林李羅差易八里・兀太等七百九十名	鎮北関	易換貂皮等物	121
92	十八日	夷人山江・卜落木等八百二十名	鎮北関	易(換) 等物	120
93	初十日	夷人往金奴等五百三十二名	鎮北関	易換貂皮等物	125
94	二十八日	買売夷人都督遲加奴等九百九十五名	鎮北関	易換皮張等物	103
95	二十日	買売夷人温姐・猛骨李羅等四百名口	広順関	易換皮張等物	110

96	九月	買売夷人押不刺等一百四十五名	鎮北関	(易換)	109
97	二十五日	買売夷人都督逞加奴等一千一百八十名	鎮北関	(易換)	105
98	初七日	夷人都督猛骨孛羅・歪卜等五百名	広順関	易換馬匹等物	

档案 (万曆一一年九月分)

99	十九日	已故都督虎児哈下妻奔不姐差張三等四名	広順関	撫賞	
100	二十四日	故都督王台下妻温姐差多(?)	広順関	撫賞	
101	初九日	夷人都督逞加奴差黄小四等四名	鎮北関	撫賞	
102	日	買売夷人都督仰加奴等四百八(十名?)	鎮北関	撫賞	74?
103	二十八日	買売夷人都督逞加奴等九百九十五名	鎮北関	撫賞	94
104	二十六日	買売夷人都督三馬兔等三百名	広順関	撫賞	
105	二十五日	買売夷人都督逞加奴・仰加奴等一千一百八十名	鎮北関	撫賞	97
106	初一日	広順関夷人都督猛骨孛羅・三馬兔二名	広順関	撫賞	
107	初一日	鎮北関夷人都督逞加奴・仰加奴二名	鎮北関	撫賞	
108	初五日	伝事夷人黄小四等三名	鎮北関	撫賞	
109	十九日	買売夷人押不刺等一百四十五名	鎮北関	撫賞	96
110	二十日	買売夷人温姐・猛骨孛羅等四百名	広順関	撫賞	95

档案 (万曆一二年正月以降、八月以前)

111		伝事夷人卜寨差部落咬奇等	(鎮北)関	(撫賞)	
112	初五日	伝事夷人二漢等二名	広順関	撫賞	79?
113	初九日	買売夷人都督猛骨孛羅等六百五十名	広順関	撫賞	67
114	初五日	伝事夷人卜寨差咬奇等三名	鎮北関	撫賞	
115	初八日	買売夷人兀都商・火内赤等五百二十名	鎮北関	撫賞	90
116	三十日	伝事夷人扎遲歩・小四等八名	広順関	撫賞	
117	十八日	進送漢人夷人咬奇等四名	鎮北関	撫賞	
118		買売夷人都督猛骨孛羅	広順関	(撫賞)	
119	二十八日	夷人卜寨・那林孛羅等一百名	鎮北関	撫賞	
120	十八日	夷人山江・卜落木等八百二十名	鎮北関	撫賞	92
121	二十一日	買売夷人卜寨・那林孛羅差易八里・兀太等七百九十(名?)	鎮北関	撫賞	91
122	十四日	買売夷人歹因孛羅等二百名	広順関	撫賞	87
123	十一日	夷人柏羊等七百名	広順関	撫賞	89
124	十二日	夷人易八里等三百四十名	鎮北関	撫賞	88
125	初十日	買売夷人往金奴等五百三十二名	鎮北関	撫賞	93
126	十一日	京回夷人往吉奴等八起、共三百名	鎮北関	撫賞	
127	十六日	已故都督三馬兔下妻猛骨姐差歹因孛羅二名	広順関	撫賞	

以上のように、広順関・鎮北関を通過して開原馬市に出入した海西女直人には、入市目的から大別して「買売夷人」「朝京夷人」「京回夷人」「進送漢人夷人」「伝事夷人(報事夷人)」「探営夷人」などの種別があった。大半を占める「買売夷人」は、「牛隻・馬匹・貂皮・皮張等物」を漢人の「買売人」(表では人名省略)と「易換」するために入市する、「一「起」(「群)あたり数十名から数百名、多い場合には一千名を越える交易商人団を指し、表に見る通り交易と同日に、「撫賞」と称して多種多様な物品の供与を受ける慣例があった。「朝京夷人」「京回夷人」とは文字通り北京進貢の往返にあたり、規定に従って開原を通過し、「撫賞」「下程」の供与を受けた海西女直の謂である。たとえば、61「朝京夷人都督夕答兒、

75「京回夷人都督歪卜」と77「京回夷人荘台」は、それぞれ「明実録」嘉靖二十九年三月条と万曆十一年七月条に対応する朝貢記事が見えている。「進送漢人夷人」「伝事夷人」「探営夷人」は被虜漢人の送還、情報の伝達、自余の女直・モンゴル諸集団に対する偵察報告といった名目で派遣された女直人を指し、やはり「撫賞」という形で褒賞に与かった。

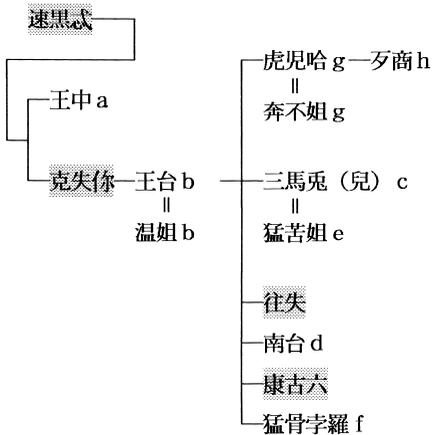
開原馬市に出入した海西女直人については後ほど吟味するとして、まずはハダ・イエハ両国の首長名を表Aから抽出し、併せて『開原図説』に準拠してそれらの血縁関係を图示すると、表B(次頁)のような結果を得る。図の人名中、祝孔革、およびここまで言及する機会がなかったg奔不姐・e猛苦姐・d南台・m押不刺については若干説明を加えておく必要がある。まず 12・54「買売夷人祝孔革」がイエハのチュクングであったとすれば、嘉靖二十九年八月時点でなお生存し、ワンジュに捕殺されたのはそれ以後ということになる。少なくとも年代的には矛盾しない。が、祝孔革が鎮北関ではなく広順関經由で入市しているのは、イエハ首領としてははなはだ不自然の感を否めない。奔不姐と猛苦姐は『万曆武功録』(以下「武功録」と略称)歹商列伝に見える「夷婦分姐・猛骨姐」に該当する人物で、フルガン・三馬兔両名の下妻(側室)であったことは「馬市档案」によってはじめて判明する事実である。南台は王台の四子にあたり、「煖台」(『開原図説』)、「那木台」(『遼夷略』)、「煖太」(『武功録』王台列伝)などと異訳される。押不刺は『武功録』歹商列伝に「煙州・押不刺」と併称される人物であり、それぞれチンギヤ又兄弟の叔父

[表B 『遼東档案』に見えるハダ・イエへの首長]

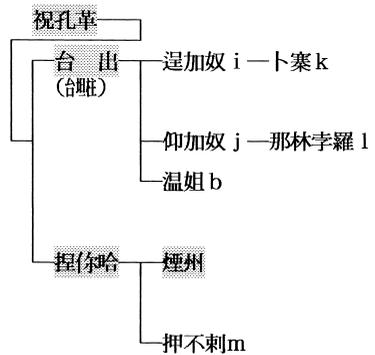
明末の海西女直と貢勅制

a	夷人都督王中	26/31/33・44/60
b	故都督王台下妻温姐	95(=110)/100
c	買売夷人都督三馬兔	104/106
d	買売夷人南台	65(= 72)
e	已故都督三馬兔下妻猛苦姐	80・127
f	夷人都督猛骨孛羅	67(= 113)/69(=84)/95(=110)/98・106/118
g	已故都督虎兒哈下妻奔不姐	99
h	夷人都督歹商	69/81
i	買売夷人都督逞加奴	71/94(=103)/97(= 105)・101/107
j	買売夷人都督仰加奴	66(= 73)・74(= 102)・105/107
k	夷人卜寨	70(=82)/86/91(121)・111/114/119/121
l	夷人那林孛羅	86/91 (= 121)・119
m	買売夷人押不刺	96(= 109)

[ハダ国の首長名]



[イエへ国の首長名]



備考:網かけ部分は表Bに未見の人名

捏你哈の次子「烟州」・三子「阿卜刺」(『開原図説』)に該当し、『興墾達爾哈家譜』(清代編纂のイエハナラ氏家譜)ではniryaniyakan(=捏你哈)の長子yanju・四子yabaranに作る。

上図に示した両国のベイレたちが父祖から各々勅書を相続し、自ら馬市に向向くか属下を派遣するかして盛大な交易を営んだことは、表Cに列記したような随行者数ないし派遣者数が如実にこれを物語り、南北両関のベイレらが「商業資本家」的側面の持ち主と規定される所^⑤もここにあったのである。

三、『明実録』から見た勅書配分の推移

前章の表Aを通じて開原馬市に出入した人物の情報が相当数得られた。本章ではこれを『明実録』と突き合わせ、朝貢に行使された勅書数を割り出し、ハダ・イエハの勅書配分を跡づけてみたい。いま、『明実録』から朝貢制限の新規定が実施された嘉靖二〇(1541)年以後、ハダ国滅亡の万曆二九(1601)年前後にわたる朝貢にして、使節団の人数が一度でも明記される年度を選定し、その年次に繫けられた事例を余さず列挙すると、下記の二二個年が検出される(表D)。

このうち、すべての朝貢使節団について、その人数が逐一明記されてい

[表C ハダ・イエハの首長層と随行者数]

ハダ 首長 層	温姐・猛骨孛羅等四百名口	95	イエハ 首長 層	逞加奴等九百九十五名	94
	南台等五百名	65		逞加奴 仰加奴 箒一千一百八十名	97
	猛骨孛羅・歹商等一千一百名	69		仰加奴等九百五十名	66
	猛骨孛羅等六百五十名	67		仰加奴等四百八十名	74
	猛骨孛羅・歪卜等五百名	98		卜寨差易八里等四百八十名	70
	三馬兔等三百名	104		卜寨・那林孛羅差易八里・兀太等七百九十名	91
				卜寨・那林孛羅等一百名	111
				押不刺等一百四十五名	96

[表D 『明実録』に見える海西諸衛の朝貢人数]

年 度	月 日	進 貢 衛 名・人名・人数
隆慶五年 (1571)	五月戊子 六月庚戌 七月壬申 八月辛丑	a 海西者刺等衛都督阿失卜等三百三十人来朝貢馬。 b 海西古城等衛都督台失等三百六十九人来朝貢馬。 c 海西右傍其筈等衛都指揮等官乃哈等一百五十三人来朝貢馬。 d 海西咬郎兀等衛女直夷人都指揮大漢等一百四十七人来朝貢馬。
万曆二年 (1574)	五月戊戌 六月乙卯 七月丁丑	a 海西者刺等衛都督阿失卜等二百一十一名、併塔魯等衛都督僉事籠卜等一百七十九名各朝貢。 b 海西古城等衛女直都指揮同知兀塔等二百名、并忽蘭山等衛都督同知阿卜等一百一十名各赴京進貢。 c 宴賞海西朝貢咬郎兀等衛女直都指揮使大汗等、并秃赤等衛都指揮僉事少里等如例。
万曆四年 (1576)	正月癸丑 己未 二月丙寅 己巳	a 海西哈兒等衛女直夷人都指揮等官 你 龍哈等二百八十二員貢馬。 b 海西塔魯等衛都指揮僉事籠卜等一百五十員名入貢。 c 遼東海西者刺等衛女直夷人都督等官阿失卜等四百七十七員名貢馬。 d 海西阿資河等衛女直都指揮同知亦把力等、并弗秃等衛都指揮使往吉奴等入貢。
万曆七年 (1579)	二月丁丑 癸未 癸巳 庚子 三月丙辰 四月辛未	a 賜海西者刺等衛進貢女直夷人(歪卜)等宴如例。 b 賜海西古城等衛進貢女直夷人(兀堵尚)等宴如例。 c 賜海西淝河等衛進貢女直夷人台失等宴如例(三月丁未；遼東海西淝河衛女直都指揮等官台失等二百八十八員、備馬二百八十八匹赴京進貢)。 d 賜海西哈兒等衛進貢女直夷人你 龍哈等宴如例。 e 賜海西平河等衛進貢女直夷官(高大官兒)等宴如例。 f 海西弗秃等衛女直夷人都指揮使往吉奴等四起、共一百五十員名進貢。
万曆九年 (1581)	正月辛巳 辛卯 二月丙辰 三月乙丑 己卯 己丑	a 海西者刺等衛女直夷人都督僉事歪卜等来朝貢。 b 海西古城等衛女直都指揮同知兀堵(尚)等進貢。 c 海西弗思木等衛女直都督僉事並(莊)台等一百八十九人赴京進貢。 d 海西哈兒等衛女直都指揮僉事你 龍哈等入貢。 e 海西亦思察河等衛女直夷人都指揮僉事往吉奴等二百四十九員赴京進貢。 f 海西弗提等衛女直都指揮僉事實別秃等一百五十人赴京進貢。
万曆十六年 (1588)	十一月丁卯 癸酉	a 海西思(忽)魯衛女直夷人都指揮羊孛羅等二百三十九人朝貢。 b 海西撒刺等衛女直夷人都指揮使阿失卜等一百七十八人朝貢。

	十二月辛巳 庚寅 丁酉 庚子	c 海西弗禿等衛女直夷人都指揮往吉奴等一百一名進貢。 d 海西友帖等衛女直夷人都指揮泊擦等一百八十三人進貢。 e 海西脫倫兀等衛女直夷人都指揮兀(兀)失等四起、共二百四十五人進貢。 f 海西順箭等衛女直夷人都指揮宿八害等一百五人進貢方物。
萬曆十九年 (1591)	三月甲子 閏三月丁丑 甲申 四月己未	a 海西友帖·忽里等衛女直夷人伯擦等二百九十六員進馬五百九十二匹。 b 海西弗思木衛女直夷人進貢。 c 海西脫倫兀等衛女直夷人兀失等、又海西安出等衛阿都等、(海)西友帖等衛伯擦等各入貢。 d 賜貢夷海西忽魯衛女直夷人都督僉事羊李羅等宴。
萬曆二十一年 (1593)	四月甲午 己酉 五月丁丑 六月壬辰 十月己丑 十一月甲寅	a 海西忽魯等衛女直夷人都督羊李羅等九十八員赴京進貢。海西納刺河等衛夷人都指揮卜寨等三起、共九十九員名進貢。 b 賜海西忽把等衛入貢夷人箭失卜等九十員名筵宴。 c 宴賞海西安河等衛都指揮歪卜等八十五員名、忽兒海等衛都指揮阿失卜等八十九員名。 d 宴賞海西弗禿等衛入貢夷人都指揮往吉奴等一百八員名。 e 海西弗思木等衛貢夷莊台等一百一十名。 f 海西脫倫(兀)等衛夷人都督都指揮指揮兀失等一百一十二名赴京進貢。
萬曆三〇年 (1602)	閏二月辛丑 四月庚子 五月乙亥 九月乙巳 十月丁未	a 宴海西脫倫兀等衛進貢夷人看只木等一百一十一名。 b 宴海西忽魯等衛貢夷羊李羅等九十九名。 c 宴海西老哈等衛進貢夷人阿卜害等一百名。 d 宴海西者刺等衛進貢夷人呵(阿)都等九十八名。 e 宴海西友帖等衛進貢夷人三官兒等八十七名。
萬曆三二年 (1604)	閏九月己未 十月甲子	a 宴海西者刺等衛進貢夷人阿都等一百八十七名。 b 海西友帖等衛夷人三官兒等一百七十六名。補進二十七年·二十八年分貢馬三百五十二匹。
萬曆三三年 (1605)	三月丁酉 五月丁亥 七月庚子 十一月丙戌 乙未	a 宴海西卜顏等衛進貢夷人王李羅等一百九十八名。 b 宴海西老哈等衛進貢夷人阿卜害等一百七名。 c 宴海西渚冬河等衛進貢夷人兀速兒赤等一百十二名。 d 宴海西弗思木等衛貢夷莊台等一百一十名。 e 宴海西脫倫兀等衛進貢夷人著(看)只木等一百九名。
萬曆三十六年 (1608)	九月辛卯 十二月庚辰	a 禮部侍郎楊道寶……疏言「……其廣順關所進海西夷酋、向有南北二關。要見看只木等一百一十一名·莊台等一百十名、果係何關種。……」 d 頒給海西弗思木等衛女直夷人莊台·看只木等二百一十二名貢賞如例。

る年度は、隆慶五年（計九九九人）、万曆一六年（計九五一一人）、万曆二年（計七九〇人）、万曆三〇年（計四九五五人）、万曆三三年（計三六三人）、 χ 万曆三三年（計六三六人）の六個年にとどまり、残念ながら嘉靖年間の事例は見当たらなかった。従って、以下の叙述はワン・ハン時代とその没後に関する、勢い緻密さを欠いた推測に傾かざるを得ないが、それでもある程度の見通しは立ちそつである。

まず、隆慶五年度の朝貢人数は合計九九九人となり、貢勅一千道に正しく照応する唯一の事例である^⑤。かりに八ダ七〇〇道、イエへ三〇〇道という既述の配分が正しかったとすると、a「者刺衛阿失ト」以下三三〇人とb「古城衛台失」以下三六九人の行使した計六九九道は八ダ所有分であり、「右傍其箭衛乃哈」以下一五三人と「咬郎兀衛大漢」以下一四七人の計三〇〇道はイエへ所有分であったと見たいところである。阿失ト以下の四人は馬市档案に名が見えないものの、衛名に即して推断すべき余地がある。者刺衛・古城衛の人名としては a「者刺衛歪ト」、b「古城衛兀堵尚」、b「古城衛兀堵尚」があり、この歪トと兀堵尚は表A 75「京回夷人督歪ト・兀堵尚」、98「夷人督猛骨字羅・歪ト」の歪ト・兀堵尚に相違ないから、広順関經由で入市した紛れもない八ダの属下であった。もつとも 90「夷人兀都傷・火内赤」(= 115「買売夷人兀都商・火内赤」)の兀都傷(兀都商)は、鎮北関經由で入市しているから、イエへ所属の同名異人である。右傍其箭衛と咬郎兀衛はつぎにふれるとして、ともかく少なくとも隆慶五年頃の八ダが六九九道を確保していたことだけは疑う余地がない。

万曆二年度は、a bの合計がまさに七〇〇人となり、差し引き三〇〇人がcに相当し、また万曆四年度はa b cの合計が八四九人であるから、同様にdの人数は差し引き一五一人と推定される。a bの合計七〇〇道は一見八ダ所有分に該当するようであるが、確実なのは「者刺衛阿失ト」と「古城衛兀蒼」の計四二道だけである。一方、a「哈兒衛你龍哈」、c「者刺衛阿失ト」、d「阿資河衛亦把力」、「弗禿衛往吉奴」といった人物中、既出の阿失トを除く三名は、それぞれ 78「京回夷人你龍哈」、68「夷人易八里・火内赤」(= 83「買売夷人易八里・火内赤」)、

70 「夷人ト寨差示(易)八里」(「 82 「買売夷人ト寨差易八里」、 86 「伝事并京回夷人ト寨・那林孛羅差易八里・往吉奴」、 88 「夷人易八里」(「 124 「夷人易八里」)、 121 「買売夷人ト寨・那林孛羅差易八里・兀太」、 126 「京回夷人往吉奴」など)と見え、広順関經由で入市した你龍哈がハダ所属、ト寨・那林孛羅配下の亦把力(易八里)・往吉奴がイエへ所属であることは明白である。してみると、ハダ所属の確かな a 你龍哈と c 阿失トの合計は六九人となつて と完全に符合し、よつて b 「塔魯衛籠ト」(「 a 「塔魯衛籠ト」、および c 「咬郎兀衛大汗」(「 d 大漢」)はイエへ所属、「秃赤衛少里」はハダ所属と解するのが妥当である。 c 「右傍其箭衛乃哈」もイエへ所属に相違ない。 b 「忽蘭山衛阿ト」は、「族籍表」第一ムクン第一タタン(以下、一一一11のように略記)「hulan san 衛都指揮同知hujinの子ashu」(嘉靖一一年襲職)と同一人物ならば、ハダ所属である。

万曆七年の場合は、a 「者刺衛歪ト」・b 「古城衛兀堵尚」・c 「淝河衛台失」・d 「哈兒衛你龍哈」・e 「平河衛高大官兒」・f 「弗禿衛往吉奴」ら計六次の進貢が認められる。うち、a b d がハダ、f がイエへの所属であることはすでに述べた。c 「淝河衛台失」とは、万曆一一年にチンギヤヌ・ヤンギヌ兄弟がメンゲブル・ダイシヤン叔姪を攻撃した際、ハダからイエへに寝返つた「台失」(『武功録』歹商伝、逞加奴・仰加奴伝)であるから、残る e 「平河衛高大官兒」はイエへの属下であり、これに往吉奴の行使した勅書一五〇道を加算して三〇〇道になつたものである。そのことは万曆九年の事例からも傍証される。 a 「者刺衛歪ト」・b 「古城衛兀堵尚」・c 「弗思木衛莊台」・d 「哈兒衛你龍哈」・e 「亦思察河衛往吉奴」・f 「弗提衛賽別禿」のうち、a b d はハダ所属であり、c は広順関經由で入市した 77 「京回夷人莊台」であるから、やはりハダの所属であつた。これらを除いた e f がイエへ属下とすれば、その合計は二九九道となり、正しくイエへ所有分に合致する。なお、 126 「京回夷人往吉奴等八起、共三百名」(鎮北関經由)に抛れば、万曆一二年においてもイエへ所有分は三〇〇道であつたかに見えるが、前年のハダ所有分が六一九道(75 「歪ト・兀堵尚等七起、共四百四十四名」、 77 「莊台等三起、共一百二十名」、 78

「你龍哈等五十五名」で、チンギヤヌらがハダから奪取したとされる八〇道を差し引いた勅書数に合致するので、万暦一一年時点の配分はハダ六一九道・イエヘ三八〇道と解してよい。

万暦一六年からⅫ万暦三六年にかけては、南北両関の勅書均分（万暦一六年）、イエヘによるダイシャン誘殺と勅書奪取（万暦一九年一月）、ヌルハチのハダ併合と勅書獲得（万暦一七年）、明の介入によるウルグダイ（メンゲブル長子）のハダ復興（万暦二九年）とその崩壊などの事件が継起し、勅書のゆくえは二転三転する。『明実録』の記録は欠落が多く、その動向を微細に割り出すのは困難であるが、最終的な決着だけは明らかである。第一に、万暦三二年度の合計三六三道はメンゲブルからウルグダイが相続した勅書数にあたるが、ウルグダイはイエヘの攻撃に窮迫した末、部衆を率いてヌルハチに投じた（万暦二九年）ので、実質的な行使者は無論ヌルハチであった。第二に、万暦三三年度の合計六三六道は、万暦四六年度に北関の金台失（ナリンブル弟）らが行使した六三六道に等しく、均分後のイエヘ所有分四九九道に、ダイシャンから奪取した一三七道を加算したものに該当する。その際、もとハダ所属のⅪd「弗思木衛莊台」は、万暦三三年当時、イエヘ属下として進貢したことになるが、それは万暦一九年以後の変化であろう。そうすると、a「者刺衛阿都」とb「友帖衛三官児」（五〇年以上も隔たる19・49三官児とは別人であろう）が旧ハダ所属、Ⅺa「ト顔衛王孛羅」、b「老哈衛阿卜言」、c「渚冬河衛兀速児赤」、e「脱倫兀衛著（看）只木」、d「弗思木衛莊台」（万暦一九年以後）がイエヘ所属という結果になる。ことにⅪedはⅫa、aにも登場し、礼部侍郎の楊道實はこれを「果して何関の種に係るや」と疑問視するが、万暦三六年はヌルハチがウルグダイ名義の三六三道を、撫順から混進しようとして明側の拒否に遭い、建州配当分（ヌルハチ三五七道・シュルガチ一四〇道、計四九七道）しか行使できなかったのであるから、もとより北関イエヘ所属と考えざるを得ない。

・Ⅺ・Ⅻの結果から・・・を遡及的に考えてみよう。まず、a「脱倫兀衛看只木」とe「友帖衛三官児」は、各々Ⅺe・bと同一人物である。a「納刺河衛卜寨」は衛名から判断すれば、チンギヤヌの長子ブジ

ヤイではあるまい。^⑦ そうだとするならば、以下の考証によりハダ所属が明らか。「忽把衛劄失ト」、「忽児海衛阿失ト」、「安河衛歪ト」と合算して、万曆二年のハダ入貢者合計は三六三人となり、万曆十九年以後のハダ所有勅書総数に符合する。c・d「弗禿衛往吉奴」は既述の通りイエへ所属、e・c・f「脱倫兀衛兀失」はXeとの衛名一致から見てやはりイエへ所属である。a・d・a・b「忽魯衛羊字羅」については、同衛の阿ト害の入貢記事が『明実録』万曆三十七年正月庚子条に看取されるが、万曆三十六年にハダ勅書の混進が露見したヌルハチは、万曆三七・三八年の二年間、全面停貢の処分を受け、ハダの勅書も行使し得なかつた以上、忽魯衛はイエへ所属であつたはずである。なお、忽魯衛の阿ト害はXlb「老哈衛阿ト害」と同名異人であらう。

b「撒刺衛阿失ト」とc「忽児海衛阿失ト」とは別人であつて、前者は既出の「者刺衛阿失ト」、すなわち「族籍表」二一三「海西Sale衛都指揮僉事dajūの子asbu」（嘉靖年間）に、後者は「族籍表」三一八「海西hinta衛都指揮使unaの子asbu」（嘉靖四三年）に該当し、いずれもハダ所属と解して大過ないであらう。b「忽把衛劄失ト」は、『武功録』猛骨字羅伝に「猛骨字羅部夷札失ト」と見える札失トに該当し、無論ハダ所属である。c「安出衛阿都」は、「族籍表」

一四「海西actu衛都指揮使adu」（万曆四年）に相当し、ハダ所属の可能性が高い。c「安河衛歪ト」は既出の「者刺衛歪ト」とは同名異人である。後者はすでに万曆五年、ブジャイ・ナリンブルに襲殺されていた（『武功録』歹商伝）からであるが、前者の所属に関しては「族籍表」一〇一／一〇二に「安河Anho衛」の勅書が記載されるので、ハダ所属と見ておく。f「順劄衛宿八害」も所属究明の決め手を欠くとはいへ、万曆一六年の朝貢はとも時期的に貢勅均分（同年九月）直後にあたり、均分が実施されたことも万曆三三・三三年度の貢勅行使情況に照らして疑問を容れないので、「順劄衛宿八害」の一〇五道は、これを加算しても五〇〇道を超えないハダの所属であつたと見る他あるまい。

以上の叙述から判明した二二年分の海西諸衛の所属を助案しながら、ワンハン（王台）が『明実録』に初出する嘉靖三十七年からイエへ国が滅亡する万曆四十六年までに入貢した諸衛を補足・分類すると、概ね表Eのようになる。

[表 E 海西諸衛の所属と勅書数]

年次	ハダ所属	イエへ所属	所属不詳 / その他
嘉靖38		[卜顔衛] 孛羅	
嘉靖42	者刺衛納木章	卜顔衛孛羅	
嘉靖43	[古城衛] 台失	[卜顔衛] 孛羅	竹里河衛把歹
隆慶元	者刺衛阿失卜 <u>脱木河衛那台失</u> ²⁵⁾		忽里衛哈兒哈麻
隆慶4	者刺衛阿失卜 <u>古城衛兀堵尚</u>	咬郎兀衛大漢 兀刺衛養加奴 ²⁵⁾	忽魯愛衛把火
隆慶5	a 者刺衛阿失卜 330 b <u>古城衛台失</u> 369 計699	c 右傍其箭衛乃哈 153 d 咬郎兀衛大漢 147 計300	総計 999
万曆元	者刺衛 [阿失卜] <u>古城衛 [兀堵尚]</u>		
万曆2	a 者刺衛阿失卜 211 b <u>古城衛兀苔</u> 200 <u>忽蘭山衛阿卜</u> 110 c 禿赤衛少里 ?	a 塔魯衛籠卜 179 c 咬郎兀衛大汗 ? (大漢)	
万曆3	<u>古城衛兀堵尚</u> <u>哈兒衛你龍哈</u> 者刺衛阿失卜		
万曆4	a <u>哈兒衛你龍哈</u> 282 c 者刺衛阿失卜 417 計699	b 塔魯衛籠卜 150 d 阿資河衛亦把力 ? d 弗禿衛往吉奴 ?	
万曆5	肥河衛台失 <u>哈兒衛你龍哈</u> <u>古城衛兀堵尚</u>	弗禿衛往吉奴	哈木衛哈兒只(往吉奴と同時入貢) 太陽河衛歪卜(兀堵尚と同時入貢)
万曆7	a 者刺衛歪卜 ? b <u>古城衛兀堵尚</u> ? c 灑河衛台失 288 d <u>哈兒衛你龍哈</u> ?	e 平河衛高大官兒 ? f 弗禿衛往吉奴 150	
万曆9	a 者刺衛歪卜 ? b <u>古城衛兀堵尚</u> ?	e 亦思察河衛往吉奴149 f 弗提衛賽別禿 150	

	c 弗思木衛莊台 189 d <u>哈兒衛你龍哈</u> ?				計299
万曆11	者刺衛歪卜 444? 古城衛阿兒吉納 55? 弗思木衛莊台 120? 計619	脱倫兀衛兀失 塔古河衛押兒卜 河里衛阿兒吉納			
万曆12		[弗禿衛] 往吉奴 300			
万曆16	b 撒刺衛阿失卜 178 d 友帖衛泊擻 183 f 順筈衛宿八害 105 計466	a 忽魯衛羊孛羅 239 c 弗禿衛往吉奴 101 e 脱倫兀衛兀失 145 計485			總計 951
万曆19	a 友帖衛·忽里衛 伯擻 296 c <u>安出衛阿都</u> ?	c 脱倫兀衛兀失 ? d 忽魯衛羊孛羅 ? b 弗思木衛(莊台?) ?			
万曆21	a 納刺河衛卜寨 99 b 忽把衛筈失卜 90 c <u>忽兒海衛阿失卜</u> 89 c 安河衛歪卜 85 計363	a 忽魯衛羊孛羅 98 d 弗禿衛往吉奴 108 e 弗思木衛莊台 110 f 脱倫兀衛兀失 111 計427			總計 790
万曆26		老哈衛(人名不詳)			
万曆29		北關那林孛羅(請補進双貢)			
万曆30	d 者刺衛阿都 98 e 友帖衛三官兒 87 計185	a 脱倫兀衛看只木 111 b 忽魯衛羊孛羅 99 c 老哈衛阿卜害 100 計310			總計 495
万曆32	a 者刺衛阿都 187 b 友帖衛三官兒 176 万曆27·28年分補頁 計363				
XI 万曆33		a 卜顏衛王孛羅 198 b 老哈衛阿卜害 107 c 渚冬河衛兀速兒赤 112 d 弗思木衛莊台 110 e 脱倫兀衛看只木 109 計636			

XII 万曆36		a 弗思木衛莊台 110 (<u>脱倫兀衛</u> 着只木 111 計221)	
万曆37		忽魯衛阿卜害 205? (万曆28・29年分補貢) 渚冬河衛金孛羅	
万曆40		卜顔衛・弗思木衛孛羅	
万曆45		卜顔衛工(王?)孛羅 30	
万曆46		北関金台失 636 (万曆35・36年分補貢)	
<p>[備考] <u>下線部</u>は「族籍表」勅書に確認し得るハダ所属の人物。³⁾ <u>下線部</u>は「馬市档案」に確認し得るハダ所属の人物。</p>			

四、勅書運用体制の分析とその解釈

前章末の表Eを通観するとき、概ねつぎのような諸点を指摘することができよう。

第一にまず、従来指摘のあったワン＝ハン時代とその没後におけるハダ・イエハ間の貢勅配分とその変動過程は、これをほぼ全面的に是認してよいことが、断続的な様相のもとにせよ、各年次の具体的な貢勅行使の状況から数量的に立証された。

第二に、なるほど勅書が貸借・売買・掠奪の対象になり、そのため一面で有価証券的な性格をもったとしても、確かめ得る限りワン＝ハン期以降、同一の時期に同一の衛名がハダ・イエハに跨がって並存せず、しかも不特定の人物が不特定の衛名を帯びて入貢したのではなく、ほとんどの場合、特定の人物が特定の衛名と結合していたという事実は、勅書がなお衛所制秩序の強い規制下において運用されたことを雄弁に物語る。

第三に、事例こそ少ないものの、ハダ属下の歪ト（者刺衛）・兀堵尚（古城衛）・你龍哈（哈兒衛）・莊台（弗思木衛）や、イエハ属下の往吉奴（弗禿衛）・亦把力「易八里」（阿資河衛）らのごとく、入貢使節（「京回夷人」と馬市商人（「買夷人」）を兼ねる一群の人物は、朝貢と馬市交易が結局、勅書の運用を基軸として統一的、組織的に遂行された営利行為の異なる二側面であったことをよく明示する。

第四に、第二・第三の事実にもかかわらず、朝貢頻度の高い歪トらハダ属下の顔触れが、なぜか不可解にも「族籍表」に確認されないことである。そればかりか、特に万曆二十一年度の入貢者三六三名などは確実にメンゲブル配下であるから、忽把衛箭失トら四名は「族籍表」に勅書が登記されてしかるべき人物であるのに、確認し得たのは忽兒海衛阿失トのみであった。

上記四点中、勅書の運用形態を考える上で、わけても第二点と第四点が重要である。すなわち、特定の人名と特定の衛名との結合は、まずもって勅書の名義人とその行使者が原則的に一致していたことを意味するものであって、ことに勅書掠奪に伴って途中八ダからイエへに鞍替えしたにもかかわらず、弗思木衛所属にはいささかの変更もなかつた荘台が好個の明証となる。なお、女直の朝貢団は通常、f「弗禿等衛都指揮使往吉奴等四起、共一百五十員名進貢」(万曆七年)や、e「脱倫兀等衛都指揮兀失等四起、共一百四十五人進貢」(万曆一六年)のごとく、内部は数「起」に分割されていたが、これは明側が嘉靖四三年以後、供応の勞力分散と保安上の必要から、女直人入貢者を毎起百名以下と規定したために生じた便宜的区分に過ぎず、従って朝貢団全体の統率者は往吉奴や兀失といった筆頭進貢者たちであつたと解してよい。

こつした団長格の人物は、多くの場合、高頻度かつ比較的長期間にわたつて進貢している。たとえば忽魯衛の羊孛羅が四次(万曆一六年、三〇年)、弗禿衛の往吉奴が五次(万曆四年、一二年)、脱倫兀衛の兀失が五次(万曆一一年、一二年)、哈兒衛の你龍哈が五次(万曆三年、九年)、古城衛の兀堵尚が六次(隆慶元年、万曆七年)、弗思木衛の莊台が六次(万曆九年、三六「恐らくは四〇」年)、者刺衛の阿失卜が七次(隆慶元年、万曆七年)に達する。これらが八ダとイエへによる勅書占有体制下の現象であることに留意すれば、上記の面々はすでに朝貢・馬市交易に専従する幹部として活動していたと見るのが最も妥当であろう。その貢市専従幹部らが「族籍表」にごく一部しか確認されないのは、一見理解に苦しむ現象であるが、すでに指摘があるように「族籍表」勅書がウルクグダイ相続分から都督・都指揮使官以上の高級勅書を選別し、これにヌルハチが万曆二九、三八年に掠奪・投降・買収などによって獲得した海西配当の高級勅書を加えたものだとすれば、原因の一端はそこに帰されるべきであろう。しかし、いまひとつの、より一層重要な要因として、少なくとも万曆一一年(八〇道)と同一九年(一三七道)の二度にわたり、計二七七道もの勅書がイエへによって強奪された事実を看過すべきではあるまい。貢市幹部らの行使した勅書はこの二七

道内に包括されていたのである^③。

ところで、表D・Eに掲げた諸衛が継続的な入貢を開始する時期は、『明実録』を検索する限り嘉靖三十八年以後で、ワン＝ハン時代以前に遡らない。次表Fはワンジユが活動を開始する嘉靖一三年頃からワン＝ハンが初見する同三七年までの入貢諸衛を表示したものであり、これによって全般的傾向を窺ってみよう。

表中、下線を施した四例は表D・Eにも登場する主要諸衛とも一致するが、それらを除けば衛名の共通性はほとんどない。ワン＝ハン期以後とは異なる入貢統制のありかたが想定される所以である。その際、奴兒干衛都督猛可（嘉靖二年）、撒刺兒衛都督歹因卜魯（同上）、法因河衛都督歹答兒（嘉靖二九・三三年）、益実左衛都督歹答力（嘉靖三〇年）、また入貢例ではないため表Fに掲げなかったが、嘉靖一六年に金素紵絲衣の賜与を奏請した兀者前衛都督歹童が注目に値する。これらは表Aの「都督猛阿」（21～53に頻出）、「都督歹因卜魯」（21・53）、「都督歹答兒」（6～63に頻出）、「都督歹因李羅・歹答力」（48）、「朝京夷人歹同」（34・41）に

[表F 嘉靖一三～三七年の海西入貢諸衛]

年	月	入貢諸衛	年	月	入貢諸衛	
嘉靖	13	閏2	嘔罕河衛左都督裕養哈	嘉靖	22	正 [兀者] 右衛都督歹卜
	14	正	可令河衛都督僉事卜刺答			撒刺兒衛都督歹因卜魯
		3	忽魯愛衛都督幹合			奴兒干衛都督猛可
			法因河衛都督士刺	23	2	兀失衛都指揮引忽
	15	5	朶林山衛 [都督僉事] 額真哥		4	忽兒哈衛都指揮僉事失勒得
	16	正	嘔罕河衛左都督裕養哈	24	正	吉灘衛都督僉事阿都赤
			兀者衛都督歹出	閏正		兀者右衛都督僉事歹卜
			者帖列山衛都督僉事速納忽	26	正	可令河衛都督僉事卜刺答
	17	正	秃都河衛都指揮僉事董山	29	3	塔哈山衛都督李加
	19	正	扎真河・兀者・可令河等衛都指揮僉事奴渾・尚古・卜刺答	30	3	益実左衛都督僉事歹答兒
		3	朶林山衛都督僉事額真哥	33	2	弗思 [木] 衛都指揮艾因卜魯
			古城衛指揮同知哈塔 (冒名入貢)	3	3	双城衛都督阿台
	21	5	可令河衛都督僉事卜刺答	4	[法]	因河衛都督僉事歹答兒
		閏5	兀者右衛都督僉事歹卜	35	3	阿刺河衛都指揮僉事三赤哈 (詐冒勅書)
		12	可令河衛都督僉事失理木			吉衛都督僉事歹遜

それぞれ該当し、ともに嘉靖二九年頃、進貢入市していたことが確認されるのであるが、歹答力は既述（第一章）のようにワンジュによる勅書掠奪の被害を告発した当人であるし、歹答児・歹因字羅・猛阿はすべて鎮北関經由（歹童＝歹同の經由関門は不明）であるから、恐らくワンジュ直属の配下ではあるまい。勅書集積も終盤にさしかかったと思しき嘉靖二九年でさえ、このような状況であったとすれば、一千道制覇といっても勅書の全面的かつ直接的な掌握を意味したのではなく、従属を誓う諸衛には従来通り勅書の行使と進貢入市を許しつつ、抵抗するものからは勅書を奪い、貢市を全体として統制したのであろう。

ところが、ワン＝ハン期以後に至って入貢諸衛の顔触れが一変するのは、掠奪などによって集積した勅書を前述した貢市専従幹部に行使させ、同時に従属諸衛の進貢者をもその統制下に再編成していったからである。このような専従的な貢市幹部がハンやバイレ直属の配下であったことは、ダイシャンとメンゲブルに関して『武功録』にいくつか明証がある。すなわち、莊台（弗思木衛）＝（歹商）部落莊太（歹商伝）、歪ト（者刺衛）＝猛骨字羅部夷歪ト（歹商伝）、箭失ト（忽把衛）＝猛骨字羅部夷札失ト（猛骨字羅伝）、台失（肥「泚」河衛）＝猛骨字羅部夷（台失）（歹商伝）などの「部夷」とか「部落」と称される人物がそれであり、特に箭失ト（札失ト）は「札失ト逐水草広順辺外」（猛骨字羅伝）、台失は「猛乞・台失二寨」（同前）とあって、これらの「部夷」「部落」が同時に広順関外の八夕城近傍に「寨」（＝村落 *sa-san*）を構えて居住したことも確認し得る。事情はイエへの場合でも同様であり、表A 85「買夷人落羅」が「威遠堡の小関門より出境し、既にして行くこと三十里にして落羅寨に至る。落羅なる者は北関の部夷名なり。その寨、二酋（卜寨・那林字羅）を去ること三十里可りなり」（『武功録』卜寨・那林字羅伝）と記録されていることから明白である。

こうしてワン＝ハン期以後、ハダはイエへと勅書を分領しつつ、衛所制秩序に即した合法化（襲替換勅）を図ると同時に、勅書の行使権をかたや直属「寨」主（満文史料にいう *gasan i ejen*）には付与し、かたや従属諸衛の「寨」

主には安堵する。その場合、この体制がこれまで述べてきたような衛所制の秩序と折り合うためには、ハダ・イエヘと明の双方にとつて、有効勅書千道に対する、数量面以上に立ち入った統制が必要となる。千道の枠さえ超過しなければ、勅書の所有権が掠奪などによりハダ・イエヘ間で恣意的に変更されようとも、明側の一切関知するところではなかつたとは、到底信じ難いからである。そもそも勅書の名義人と行使者との一致がまったく要求されなかつたのであれば、なにゆえチンギヤヌらは万曆一一年にハダの勅書八〇道を掠奪したとき、勅書の行使者たる「猛乞・台失二寨」「二奴に従ふ者一百戸」(『武功録』猛骨字羅伝)まで拉致したり、また同一九年にブジャイらがダイシヤンを謀殺したときも、「歹商の」遺す所の部夷並びに勅百三十七道」(『東夷考略』海西)を抱合わせ奪い去ろうとする必要があつたのだろうか。ことに後者の場合、ダイシヤンの「部落莊太」(莊台)が、弗思木衛のままイエヘ所属の進貢者として再登場した事例などは、勅書の名義人と行使者を随意に切り離し得ないからこそ、勅書の掠奪が行使権者たる貢市幹部ら(とその率領する「寨」)の拉致を随伴したこと、またかかる掠奪形態からして、勅書は通常それを行使する貢市幹部の手で管理されたことを示唆する。

結 び に 代 え て

以上、零細な史料の断片を突き合わせることによって、ときれがちの輪郭ながらも浮び上がったのは、ハダ・イエヘ両国の諸ベイレが掌握する上級所有権のもとで、勅書の行使と管理を委ねられ、表向き都指揮使級以上の武官職を帯びつつ、自ら朝貢と馬市交易に参加従事する「寨」主(gāsan i ejen)たちのすがたであつた。満文史料に見える「ニカン(明)に商売に行くアンバン(大臣)ら」(nikan de hūda yabure ambasa)こそ、これら専従的な貢市幹部たちの謂に他ならない。論を結ぶにあたり、貢市幹部たちが政権内部で占めた位置について瞥見しておきたい。

『満洲実録』はハン・ペイレ側近の重臣を「政を執れる大臣」(doro jalaha ambasa)と呼称しており、「商売に行く大臣ら」と対をなす。政権を構成する臣僚が「政を執れる大臣」と「商売に行く大臣」に截然と二分される現象は、実は狭く女直政権に限定されるものではなく、ハダ・イエへ同様に開原馬市に参入した内ハルハ五部のオンギラト、パヨト、ジャルトの三オトグにも共通する。『開原図説』(「東虜二十二營枝派図考」)によると、これら三オトグは二營(一營あたり一万余戸、数百戸)に細分され、各營の諸侯(タイジ tayji)に奉仕する臣僚(サイト sid)を「領兵用事」と「往来上関」に二分して列記する。「領兵用事」と「政を執れる大臣」、「往来上関」と「商売に行く大臣」がそれぞれ対応するが、威信と権能の大小において両者には歴然たる格差があった。タイジ側近の補佐役として重きをなした各營の「領兵用事」(多くは単独)は、通常、「賈兒古赤」(断事官)、「榜什」(書記)、「他卜濃」(女婿)、「恰」(侍衛)のいずれかの官号ないし称号を帯び、ジャルグチが際だつて多い。つまり、これらの臣僚から構成される重臣集団の最有力者が「領兵用事」であつて、就中、「各台吉の門下にして、本部落の大小事情を主れる断事好人」(『三雲籌俎考』巻一、夷語解説「首領」の項)たるジャルグチが、多くの場合、「領兵用事」の座を占めたわけである。対する「往来上関」は「往来上関通事」、「上関通事」などとも称されるように、新安関から開原馬市に出入して交易に従事するとともに、漢人辺吏・商人との通訳折衝を担当する実務的な幹部であつたが、官号の保持者はまったく見あたららず、発言力の低さは否み難い。

現在、海西フルン諸国の官制を再構成するすべはないけれども、「族籍表」に反映されるマンジユ国の官制がモンゴル官制を多分に継承していたので、モンゴル文化の受容において先行した海西諸国の官制はよりモンゴルの色彩が想定されてよい。件の『開原図説』(「海西東北関枝派図考」)は、惜しいことにハダ国の状況を欠くが、イエへ国末期の勢力を二分したブヤングとギンタイシに関して簡潔ながら

一營、白羊骨……部落五千、精兵二千。用事中軍伯言打里等。

一賞、金台失^{ギンタイシ}。……部落六千、精兵三千。用事中軍哈兒台失等。

と記述している。フヤング（チンギヤヌ系フジヤイ長子）・ギンタイシ（ヤンギヌ系ナリンブル次弟）の両ベイレに仕えた「用事中軍」が、上記「領兵用事」の同義語であることは説明不要として、その任にあつた伯言打里と哈兒台失は、前者がイエヘ滅亡時（天命四年）にヌルハチに來降したフヤングの重臣、バインタリ^{ᠪᠠᠶᠢᠨᠲᠠᠷᠢ}・ジャルグチBandari^{ᠵᠠᠷᠭᠤᠴᠢ}その人であり、後者はギンタイシが「我が身の如き大臣^{アバク}」と呼び、やはりイエヘ滅亡時に主君の助命を嘆願する使命を帯びてヌルハチのもとに遣わされた腹心中の腹心、アルタシArtasi^{ᠠᠷᠲᠠᠰᠢ}に間違いない。

しかし、バインタリとアルタシに同定可能な人物は表Eに見あたらない。のみならず、『滿洲実録』には万曆一九（辛卯）年時点での「政を執れる大臣」として、ナリンブルに仕えたイルダンガ・バイスハン・ニカリ・トゥルデイ、メンゲブルに仕えたダインプラの名が伝えられているが、やはりこれらに該当する人名を表Eに看取することはできない^①。つまり、「商売に行く大臣」は対外的な商業活動に従事したために、恐らくは勅書の真の利権配当対象であつた「政を執れる大臣」よりも、明側の史料に表立つて記録される機会こそ多かつたにせよ、その出身自体は「寨」主級の群小在地首長に過ぎず、かえつて政権内部での地位と発言力は微弱なものにとどまつたのである。

① メンゲブル^{ᠮᠡᠩᠭᠡᠪᠤᠯᠠ}・バイレが相続した勅書は確かに三六三道であるが、『滿文太祖老檔』所載分はなぜか一道少ない三六二道となっている。なお、三六二道の詳細については三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」（初出一九六三／六四、後に同『清朝前史の研究』一九七二に再録）の特記第二・三・四節（pp.112-113, p.182, pp.186-187）参照。

② 海西フルン諸國に属するウラ國は、明体制下の貢勅制に直接関与していないが、国主フジヤンタイが朝鮮王朝から獲得した職牒百張を、「五十張は則ち樺木（樺祿の木綿）各々四十匹にして、以て自己の用と爲し、又た五十張は則ち樺木各々二十匹にして、鷹胡に分給すと云ふ」（『李朝実録』宣祖三十九年五月丙子条）とあるような方式で分配しており、これもムクン・タタン制 類似の利権配当組織と見てよからう。

- ③ 勅書運用に関する先行研究としては、上記三田村論文の他に江島壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」、『明末女直の朝貢』（初出一九五八・一九六一、いずれも後に同『明末清初の女直史研究』一九九九に再録）、蔣秀松「明代女真的勅貢制」、『民族研究』一九八四（四）、董佩遠「明代女真的勅書之争」、『文史』二六輯、一九八六）などがある。
- ④ 『明実録』（ここでは京大文学部編『明代滿蒙史料・明実録抄 滿洲篇』に依拠、以下同）正徳一四年二月辛巳条参照。
- ⑤ 『明実録』嘉靖元年正月壬申条参照。
- ⑥ 前掲江島論文「明末女直の朝貢」p.186-187。
- ⑦ 園田一龜『明代建州女直史研究』続篇、一九五三・p.336は「東夷考略」海西に「王台」これが長と為り、東陲晏然として耕牧すること三十年、台これに力有り」とあるので、ワン・ハン（王台）の没年（万曆一〇「158」年）から三〇年遡った嘉靖三二「153」年の数年前、嘉靖二八・九年あたりを王忠の没年（王台の継承）と推測するが、『明実録』によって王忠が嘉靖三〇年七月時点で生存していたことが確かであるから、素直に嘉靖三二年頃と見ておいて大過ないであろう。
- ⑧ 前注の園田氏論著は嘉靖二四、五年と見るが、これは王忠の没年を嘉靖二八・九年とする前提から導かれた推定に過ぎない。嘉靖三〇年七月に王忠が都督僉事から都督への陞職を奏請したのが、江島氏の主張するように「明末女直の朝貢」p.192）、チュクンゲ捕殺の功によるものなら、嘉靖一九年前後と解すべきであろう。
- ⑨ 『明実録』嘉靖三〇年三月甲辰条、同年七月辛卯条参照。
- ⑩ 『明実録』嘉靖三一年九月庚子条参照。
- ⑪ 『明実録』嘉靖三五年三月庚申条参照。
- ⑫ 不正に使用された勅書の没収については定遠右衛のもと軍余であった被虜漢人徐打成が兀力其山衛指揮使の細（納）兄の「勅書を詐充して入貢した例」、『明実録』嘉靖三一年三月丁未条）があり、掠奪勅書の返還と制裁措置としての停貢についてはしばしば言及されるワンジュの有名な例）、『明実録』嘉靖一九年三月乙未、同三〇年三月甲辰条）がある。
- ⑬ 『明実録』万曆四年四月戊子、同九年四月丁酉、同九年五月丙寅、同九年六月丙申、同三四年五月丙子、同三五年四月乙未の各条参照。
- ⑭ 「族籍表」中、襲職年月日の明確な三五八道を年代順に配列し、襲職者の続柄を併記すると下表（次頁下段）のようになる。表にも見る通り、嘉靖年間襲職の勅書が合計一一一件もあり、これらは「年遠の旧勅」、『明実録』嘉靖一二年三月壬子条）として換給の対象となるべきもので

あった。

襲職年次の古さに加えて、襲職間隔の異様に長いものも数件にとどまらない。「族籍表」の貢勅を『明実録』中に検索し、双方の符合を確認し得た結果（後注③④に一括）から、この中で1「海西cng togon衛都指揮使iuaの孫mha、隆慶五年八月二十五日に得た」という一例だけを検討しておく。このmhaが成討温衛都指揮妻得（後、都督「僉事」に陞職）だとすれば、妻得は成化一〇（1474）年正月に論祭されているから、病死したのは前年の後半であろう。しかるに、「孫」とされるmhaが襲職したのは、なんと九八年も隔てた隆慶五（1571）年であり、世代交代の常識に反することはなほだし。

②1 『明遼東档案』を収録した資料集には中国科学院民族研究所・遼寧少数民族社会歴史調査組『滿族歴史档案資料選輯』一九六三所収「第一部分・明遼東档案中有関女真資料」の他、遼寧省档案馆・遼寧省社会科学院歴史研究所『明代遼東档案匯編』下冊、一九八五所収、第七、馬市」があるが、本稿では収録の档案件数にまさる後者に準拠した。

②2 開原新安関から慶雲堡の馬市に出入した内ハル八部とノンホルチン部、ならびに両部所属の首長については、達力扎布『明代漢南蒙古歴史研究』一九九七、pp.145～147, pp.238～239を参照されたい。

②3 江島壽雄「明末遼東の互市場」(初出一九六三、後に同『明末清初の女直史研究』一九九九に再録)は、『読史方輿紀要』が広順、鎮北両関からの分道入関を嘉靖年間が始まるとしながら、『全遼志』(嘉靖四四年刊)に關連記事がないことを論拠に、分道入関は嘉靖最後の四五年以後(ワン「ハ」ン期)と説くが、『明代遼東档案匯編』によれば嘉靖二八・九年(ワンジュの晩年期)にはすでに始まっていたことが明らかである。

年号	年	月	日	勅数	子	孫	不明	
嘉靖	11	6	29	1	1	0	0	
	22	6	14	2	1	1	0	
	24	7	6	3	3	0	0	
	27	7	6	1	1	0	0	
		7	9	3	1	2	0	
		9	17	1	1	0	0	
	28	8	14	1	1	0	0	
	31	?	?	1	0	0	1	
	32	4	30	4	2	1	1	
		5	30	3	1	0	2	
	33	8	29	2	0	1	1	
	34	7	16	2	2	0	0	
		7	27	1	0	1	0	
	35	7	19	5	1	4	0	
	36	7	21	2	1	2	0	
		9	29	1	0	1	0	
	37	7	22	1	0	1	0	
	38	7	19	3	2	1	0	
		8	21	3	0	3	0	
	40	7	29	4	0	4	0	
	年号	年	月	日	勅数	子	孫	不明
	嘉靖	42	2	22	1	1	0	0
			6	14	15	5	8	2
			6	27	1	0	1	0
		43	6	14	1	0	1	0
			6	22	15	4	11	0
			10	29	1	0	1	0
		44	7	16	1	0	1	0
			7	25	10	5	5	0
			9	13	9	7	2	0
			12	12	1	0	1	0
	隆慶	45	7	21	8	6	2	0
			9	22	4	4	0	0
		元	8	23	16	12	4	0
		3	4	25	14	14	0	0
			6	9	1	1	0	0
		4	7	18	1	0	1	0
			7	28	7	4	3	0
			8	25	12	8	3	1
		5	元	8	25	12	8	3
6		元	6	14	4	2	2	
7	元	6	14	4	2	2		
8	10	8	8	5	3	0		
年号	年	月	日	勅数	子	孫	不明	
万曆	2	10	9	1	1	0	0	
	4	4	15	5	0	4	1	
	5	4	12	5	8	6	2	
		5	12	27	6	4	2	
		7	6	12	14	6	8	
		9	4	28	17	6	11	
		5	27	2	1	1	0	
		11	11	11	1	1	0	
		11	11	13	10	2	1	
		19	6	20	1	0	1	
		6	24	9	1	7	1	
		21	9	23	20	15	5	
		23	9	23	1	1	0	
		25	5	1	25	16	8	
		27	2	9	43	30	10	
		11	25	1	1	0	0	
	31	9	20	1	1	0		
	35	10	2	2	0	0		
	37	11	25	14	11	1		
總計				358	196	144	18	

- ②4 『明実録』嘉靖二十九年三月丙寅条に、「海西」法因河等衛女直都督僉事歹答兒等各來朝貢馬」、また万曆十一年七月戊子条に「海西者刺等衛女直夷人都督歪ト等貢馬」、同年同月乙巳条に「海西弗思木等衛女直夷人莊台等朝貢」とある。
- ②5 前掲三田村論文 pp.156-157, pp.227-233, 参照。
- ②6 前掲江島論文「明末女直の朝貢」, p.188。
- ②7 イエへ国の嫡統がタイチユ(塔魯木衛都督僉事)の長子チンギヤ又系によって継承されたことは、チンギヤ又嫡長孫ブヤング(ブジャイ長子)が「祖職を襲」つて塔魯木衛都督僉事に補された事実(『開原図説』巻下「海西北関支派図考」)からも疑いないので、「納刺河衛都指揮」ト寨はブジャイとは別人である。なお、右のト寨が入貢した万曆二一(1593)年四月から二か月後の六月に、ブジャイは海西フルン四国の連合軍を率いてヌルハチ属下のフブチャ寨を掠め、九月にはフルン四国を中心とした九国連合軍を率いてヌルハチとケレに会戦し、陣没している(今西春秋訳注『滿和蒙和对訳滿洲実録』 pp.64-74)。対ヌルハチ関係が極度に緊迫していたのであるこの時期に、ペイレが自ら国もとを顧みず入貢したとは想定しづらい。
- ②8 脱木河等衛都指揮那台失は後注③0の表 9「海西tomoto衛都指揮僉事nangasの子 uas、嘉靖四十四年七月二十五日に得た」の uasと見て、ハダに分類しておいた。
- ②9 養加奴(兀刺衛都督僉事)「ヤンギヌであることは、ヤンギヌ三子ギンタイシが兀刺衛都督僉事を陞授された事実(『開原図説』「海西北関支派図考」に「金台失、塔魯木衛指揮僉事、陞授兀刺衛都督僉事」とある)からも傍証し得る。
- ③0 下表は「族籍表」所掲の貢勅三六二道を『明実録』中に検索し、双方の符合をかりうじて特定し得た結果である(m=ムクン…t=タタン)。表E波線の

	m	t	貢勅配当者	「族籍表」の記述	『明実録』の関係記事	
1	-	1	ハンの家	海西cing togon衛都指揮使lutaの孫miha、隆慶五年八月二十五日に得た。	天順四年十二月己丑 成化十年正月辛亥	陞成討温衛指揮同知妻得為都指揮同知。 諭祭成討温衛故都督妻得病死。
2	-	4	ハンの家	海西alcu衛都指揮使 adu、万曆四年四月十五日に得た。	万曆十九年閏三月甲申	海西安出衛阿都等入貢。
3	-	11	unege	hulan san 衛都指揮同知hujuの子 asibu、嘉靖十一年六月二十九日に得た。	弘治元年正月戊申 万曆二年六月乙卯	忽蘭山等衛女直都指揮等官苦出等來朝貢馬及貂皮等物。 忽蘭山等衛都督同知阿ト等一百一十名各赴京進貢。
4	2	1	argatu tumen (チュエン)	海西da mao衛都指揮……narkibuの孫dagüda、万曆二年十月八日に得た。	正徳八年七月己巳 正徳十五年十二月庚戌	木塔等衛都指揮同知納兒乞ト等貢馬及貂皮。 海西塔木等衛都指揮使納兒乞木等來朝進馬。
5	2	2	argatu tumen	kemir ho衛都督僉事fudanggaの孫todo age、万曆三十七年十一月二十五日に得た。	嘉靖十年三月戊戌 嘉靖十八年五月甲戌	海西夷克黙而河等衛都指揮使弗当哈等來朝貢。 賜海西(克)黙而河等衛女直都督弗当哈諭祭一壇。
6	2	3	urgü dai	uje san 衛都督僉事taktu fuka、万曆三十五年閏六月	嘉靖十六年四月庚申	詔賜海西女直都督歹童等金素紵絲衣……。

				十二日に得た。	万曆三五年四月乙未	兀者前衛都督僉事夕統孫伏哈換給勅書。
7	二	3	urgú daiuliki šan 衛都指揮僉事 tabi udai、嘉靖三十二年四月三十日に得た。	正統九年二月庚寅	命兀里奚山衛指揮使完替子塔必代職。
8	二	4	subahai	gu ceng 衛都督僉事 šusiha、万曆三十五年閏六月十二日に得た。	万曆三五年四月乙未	古城衛都督僉事小廝哈補給勅書。
9	二	4	tanggú	海西 tomoho 衛都指揮僉事 nintangga の子 utasi、嘉靖四十四年七月二十五日に得た。	隆慶元年四月丁未	海西脫木河等衛都指揮那台失等來朝貢馬。
10	二	8	urgú dai	fusemu 衛都指揮僉事 aimbulu の孫 fuka、万曆十九年六月二十四日に得た。	嘉靖三三年二月戊戌	海西弗思 [木] 等衛都指揮艾因卜魯等來朝貢馬。
11	二	13	残欠	海西 sele 衛都指揮僉事 daiju の子 asibu、嘉靖.....二日に得た。	万曆十六年十一月癸酉	海西撒刺等衛女直夷人都指揮阿失卜等朝貢。
12	三	6	guyeng baturu (ダイシャヤ)	海西 irkúli 衛都指揮同知 bilini の孫 giohoo、嘉靖四十四年七月二十五日に得た。	天順五年十一月辛酉 成化十五年乙丑 弘治元年正月丁巳	亦兒古里等衛野人女直指揮必里 你 等來朝貢馬。 海西亦兒古里等衛野人女直都指揮必里 你 等來朝貢馬及貂皮。 命亦兒古里衛都指揮僉事必里 你 男沙古荅代父職。
13	三	7	guyeng baturu	海西 imahū šan 衛都指揮僉事 suna の孫 adu、万曆元年六月十四日に得た。	正德元年二月庚申	陞亦馬忽山衛指揮使鎖納為都指揮僉事。
14	三	8	darhan baturu (シュルガチ)	naho 衛都指揮使 ahadan の孫 suhūng、嘉靖四十二年六月十四日に得た。	正統十二年十二月丙寅	命納隣河衛故指揮僉事薛薩哥子阿哈答襲職。
15	三	8	darhan baturu	海西 hūrha 衛都指揮使 tuna の子 asibu、嘉靖四十三年六月二十二日に得た。	万曆二一年五月丁丑	宴賞忽兒海等衛都指揮阿失卜等。
16	三	10	tanggú dai	ukan ho 衛都指揮使 iliha の孫 ainca、嘉靖三十六年七月二十一日に得た。	正德一五年一二月庚戌	囉罕河等衛女直都指揮亦里哈等朝貢進馬。
17	三	10	yerengge	narki ho 衛都指揮僉事 cinu の孫 enggudani、嘉靖三十七年七月二十二日に得た。	正統一〇年正月壬寅 成化五年正月乙卯	納刺吉河衛指揮僉事沙龍哈老疾、命其子赤奴代之。 納刺吉河等衛女直都指揮赤奴等來朝貢馬及貂皮等物。
18	三	11	gišan, baidari	ajina ho 衛都指揮僉事 teku の孫 ahai、嘉靖四十三年六月十四日に得た。	正德二年二月乙酉	陞阿的納河衛指揮使蒼古一級。

人物には同じく波線を施しておいた。

③ 『実録』嘉靖四十二年七月戊申条参照。

③② 三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」pp.186～187参照。

③③ イエへは再興した八ダを「何度も侵し掠め」（今西春秋訳注『滿和蒙和对訳滿洲実録』pp.223～224）であり、『東夷考略』海西にもヌルハチが「忽答を建州寨に羈」いで八ダを再併合した際、ウルグタイが「那西^{ウリヤン}の為に殺^{ウリヤン}せられて来奔す」とヌルハチ自ら揚言している。このときにも勅書の掠奪があつたかもしれないが、それを明言する史料はない。

③④ 満文老档研究会訳注『満文老档』太祖一「万曆四十二年二月条」pp.60～61。

③⑤ 今西春秋訳注『滿和蒙和对訳滿洲実録』辛卯（万曆一九）年条、p.60。

③⑥ 三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」pp.206～209、pp.210～212参照。

③⑦ 『八旗滿洲氏族通譜』巻九・拜音達里扎爾固齊伝「八旗通志初集」巻二〇六・布爾思海（バインダリ次子）伝、『初集』巻一五八・胡里布（バインダリ同族）伝などを勘案すると、バインダリ（ヘシエリハラ）の一族はイエへのホドムハリヤン地方に世居し、ヌルハチのイエへ国征服に際して降伏したもので、胡里布の父奥巴海はフヤングの弟ブルハングの重臣であつたとされている（阿南惟敬「天聰九年專管ニル分定に関する研究・上」「初出一九七五」、『清初軍事史論考』一九八〇、p.583および杉山清彦「八旗旗王制の成立」、『東洋学報』八三、一、二〇〇一、pp.70～71）から、バインダリがフヤングの重臣であつたことも疑いを容れない。

③⑧ 今西春秋訳注『滿和蒙和对訳滿洲実録』天命四年八月条、pp.223～224。

③⑨ 今西春秋訳注『滿和蒙和对訳滿洲実録』辛卯（万曆一九）年条、p.60。ナリンブルに仕えたトゥルデイは、『東夷考略』海西の「北関有禿勒徳等」（万曆四二年）九月間亡入奴」とある禿勒徳と同一人物である。

④⑩ ナリンブルに仕えたバイスハンは、宜巴理（イエへ国ジャイグ地方のヘシエリハラ「鑲黃 正藍」の父拜思哈にあたり）『八旗滿洲氏族通譜』巻九・宜巴理伝、ヌルハチのイエへ国征服に功績があつたというから、ナリンブル没後、弟ギンタイシに仕え、ついでヌルハチに降つたものらしい。その子宜巴理は卜察・那林字羅羅属下の亦把力（易八里）と同名であるが、後者はイエへ国滅亡に先立つ四三年前の万曆四年にはすでに貢市に従事していたから、世代的にも年齢的にも別人と解さざるを得ない。

〔補注〕本稿では馬市檔案の作成年次について、なお満足はいく考察をめぐらす余裕がなかったが、本稿の脱稿後、遼東馬市檔案の記載内容、作成時期、文書形式を検討した荷見守義「明代遼東馬市檔案考」（『人文研紀要』（中央大学）四四、二〇〇二）と、その姉妹篇「明代遼東馬市

抽銀考』、『人文社会論叢 人文社会篇（弘前大学）』八、二〇〇二）を併読する機会があり、特に前者の論考において遼東馬市档案全一五本の年代が検討されていることを知った。そのうち、本稿で利用した档案（のそれについては「嘉靖二十九年八月（十月……？）」、「万曆十一年七月（八月）」、「万曆十二年正月（三月……七月（九月……？））」、「万曆十二年正月（三月……八月）」、「万曆十一年十二月以前」）（嘉靖三十年以前）と考定されている（pp. 44～44）。

周到な叙述に多くの示唆を得た反面、なお付言すべき点がないではない。上の考定によれば、档案の作成年次は、に後置されなければならぬが、が「……年秋季分七月起至九月終止」の部分に記録する撫賞銀の支出対象として、71「朝京夷人督督遅加奴」（七月初二日）・73「買賣夷人督督仰加奴」（八月初八日）の名が明記されている。氏も認めるように、遅加奴・仰加奴は万曆二年二月に謀殺されるのであるから、上記の「……年秋季」はやはり前年の万曆十一年七月（九月）と看做すべきであろう。なお、が嘉靖三十年以前と推定されているのは、54 祝孔革を同年までに捕殺されたチュクンゲと断定したからであるが、本稿の後段で述べる通り、この人物比定は疑わしい。

（本学非常勤講師）